

取扱注意

G7 広島サミット消防特別警戒

特別警戒本部

(東広島市消防局)

警戒計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	消防特別警戒期間	1
第4	警戒区域	1
第5	特別警戒本部の設置場所等	1
1	特別警戒本部の設置場所	1
2	高速道路警戒隊の進駐警戒場所等	1
3	高速道路警戒隊の構成	1
第6	組織等	2
1	組織	2
2	特別警戒本部長	2
3	任務	2
4	施設等	4
5	情報通信体制	4
第7	警防対策	4
1	高速道路警戒隊の出動体制及び指揮等	4
2	災害対応要領	5
第8	予防対策	5
1	サミット関連施設等の巡回警戒	5
2	立入検査等	5
3	統括警戒本部への情報連絡内容	5
第9	勤務等	5
1	特別警戒本部における勤務	5
2	勤務交替及び資機材点検等	5
3	統括警戒本部への定時報告等	6
4	服装	6
5	関係機関等の連絡先	6

第10	その他留意事項	6
1	関係機関等との連携	6
2	その他	6

《別図》

別図1 特別警戒本部（東広島市消防局）警戒区域

別図2 特別警戒本部配置図

別図3 進駐警戒場所施設図

《別表》

別表 部隊編成表

《参考》

高速道路警戒隊 出動体制

第1 目的

この計画は、特別警戒本部（東広島市消防局）の運営に必要な事項を定め、警戒区域内での要人等の動向に係る情報収集及び発生する災害への対応を迅速かつ的確に行うための体制を確保することを目的とする。

第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」、「予防計画」及び「G7 出動計画」に定めるところによる。

第3 消防特別警戒期間

2023年5月16日（火）～5月22日（月）

ただし、要人の動向等により警戒期間を変更する場合がある。

第4 警戒区域

山陽自動車道上り志和 IC から河内 IC まで（及び同自動車道下り高屋 IC から広島東 IC まで）の間とする。

※別図1「特別警戒本部（東広島市消防局）警戒区域」参照

第5 特別警戒本部の設置場所等

1 特別警戒本部の設置場所

東広島市消防局（東広島市西条町助実 1173 番地 1）

2 高速道路警戒隊の進駐警戒場所等

進駐警戒場所	住所	車両	人員
東広島消防署	東広島市西条町助実 1173 番地 1	5	18
東広島消防署西分署	東広島市八本松西五丁目 1 番 6 号	5	16
東広島消防署高屋分署	東広島市高屋うめの辺 3 番 19 号	5	16
合計		15	50

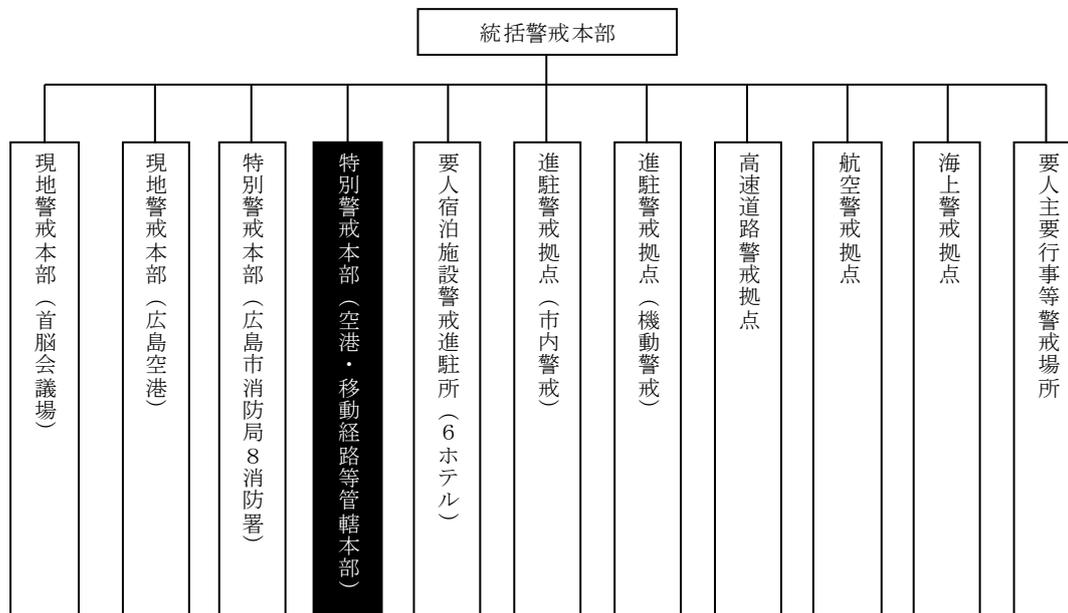
3 高速道路警戒隊の構成

別表「部隊編成表」のとおり

第6 組織等

1 組織

(1) 全体組織図



(2) 特別警戒本部組織図



2 特別警戒本部長

本部長は、東広島市消防局長とする。

3 任務

(1) 特別警戒本部の任務

- ア 特別警戒本部の運営
- イ 統括警戒本部への各種報告
- ウ 各本部等との連携
- エ 高速道路警戒隊等の管理

- オ 高速道路警戒隊等への出動指令
- カ 災害発生時の対応
- キ 関係機関からの情報収集
- ク 各種情報の整理
- ケ サミット関連施設等の巡回警戒及び立入検査
- コ 要人等の動向及び滞在情報等の収集
- サ その他の特命事項

(2) 任務分担

任務	役職	人員数	任務内容
本部長	消防局長	1	1 特別警戒本部の統括管理及び運営 2 その他必要な事項
副本部長	消防局次長 又は課長	1	1 特別警戒本部の統括管理及び運営補佐 2 その他必要な事項
情報収集員	警戒本部員	1	1 要人等の動向、滞在情報の収集 2 統括警戒本部、現地関係機関及び各リエゾンへの情報伝達 3 その他必要な事項
記録員	警戒本部員	1	1 災害状況、要人の移動状況などの記録 2 その他必要な事項
出動指令員	指令係員	5	1 高速道路警戒隊への出動指令 2 災害発生時の関係機関への連絡 3 災害情報の収集及び伝達 4 その他必要な事項
高速道路警戒隊		50	1 警戒区域内で発生する災害への対応 2 その他必要な事項
予防警戒要員	予防係員	2	1 サミット関連施設等の巡回警戒 2 必要に応じた立入検査及び是正指導 3 その他必要な事項
計		61	-

4 施設等

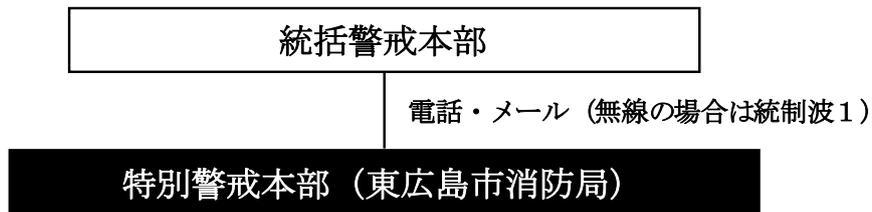
別図2「特別警戒本部配置図」及び別図3「進駐警戒場所施設図」のとおり。

5 情報通信体制

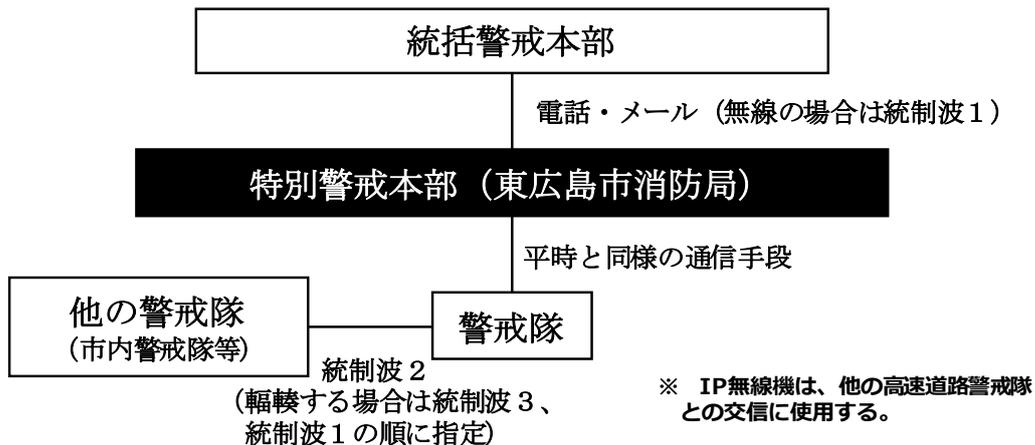
使用機器は、平時に運用する各種機器（無線機等）のほか「情報通信要領」に定めるところによる。また、当該機器等の運用に関しても、同要領によるものとする。

(通信系統図)

《通常時》



《災害時》



第7 警防対策

1 高速道路警戒隊の出動体制及び指揮等

(1) 出動範囲及び対応する災害種別

「高速道路警戒拠点警戒計画」に定めるところによる。

(2) 出動計画

「G7出動計画」に定めるところによる。

(3) 増強出動等の要請

災害の状況により、既に出動している高速道路警戒隊等のみによる消防力では対応が困難であると判断した場合、特別警戒本部長は、統括警戒本部長（作戦班）に対して必要な警戒隊等の出動を要請するものとする。

また、災害出動等により、サミット警戒体制の維持が困難となった場合、特別警戒本部長は、統括警戒本部長（作戦班）に対して必要な警戒隊等の移動配備を要請するものとする。

(4) 高速道路警戒隊等の指揮

高速道路警戒隊等の指揮者は、東広島市消防局長が指定する指揮者とする。

(5) 出動指令

警戒区域上で発生した災害に係る高速道路警戒隊への出動指令は、消防特別警戒用に別に調達する指令システムにより行うものとする。

2 災害対応要領

高速道路警戒隊等の活動詳細は、別に定める消防特別警戒各種要領等によるほか、東広島市消防局長が定める各種活動要領等によるものとする。

第8 予防対策

1 サミット関連施設等の巡回警戒

サミットの開催に伴い、平時に比べ利用者が増大することが予想される施設等を対象に、避難経路の確認等を行うため、必要に応じて巡回警戒を行うものとする。

2 立入検査等

管轄区域内に所在する施設等へ要人が訪問することが判明した場合、原則として要人訪問前に当該施設の立入検査を行い、必要に応じて是正指導を行うものとする。

なお、前記要人情報については、統括警戒本部（情報班）及び特別警戒本部が相互に連絡を取り、必要な情報共有を図るものとする。

3 統括警戒本部への情報連絡内容

前記1及び2の実施状況等その他必要な事項とする。

第9 勤務等

1 特別警戒本部における勤務

- (1) 勤務時間等は、「消防職員の勤務時間等に関する訓令（平成17年消防局訓令第3号）」に定めるところによる。
- (2) 通常業務と並行し、サミット警戒に当たる。
- (3) 関係機関等から入手した必要な情報について、統括警戒本部に対して的確に伝達する。

2 勤務交替及び資機材点検等

- (1) 隔日勤務者の勤務交替及び事務引継ぎは、通常通りとする。

- (2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人の移動状況等を追加するものとする。
- (3) 勤務開始後、車両及び資機材の点検を行うとともに、資機材の員数確認を併せて行うものとする。

3 統括警戒本部への定時報告等

「警防計画（第7-9）」（「様式1～5」等）に定めるところによる。

《様式1》人員機械等報告書

《様式2》警戒日誌

《様式3》重要情報報告書

《様式4》災害状況報告書（火災・その他）

《様式5》災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

※ 特別警戒本部長が当該本部要員、高速道路警戒隊及び予防警戒要員等の情報を取りまとめ、報告する。

4 服装

「特別警戒共通事項」に定めるところによる。

5 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

第10 その他留意事項

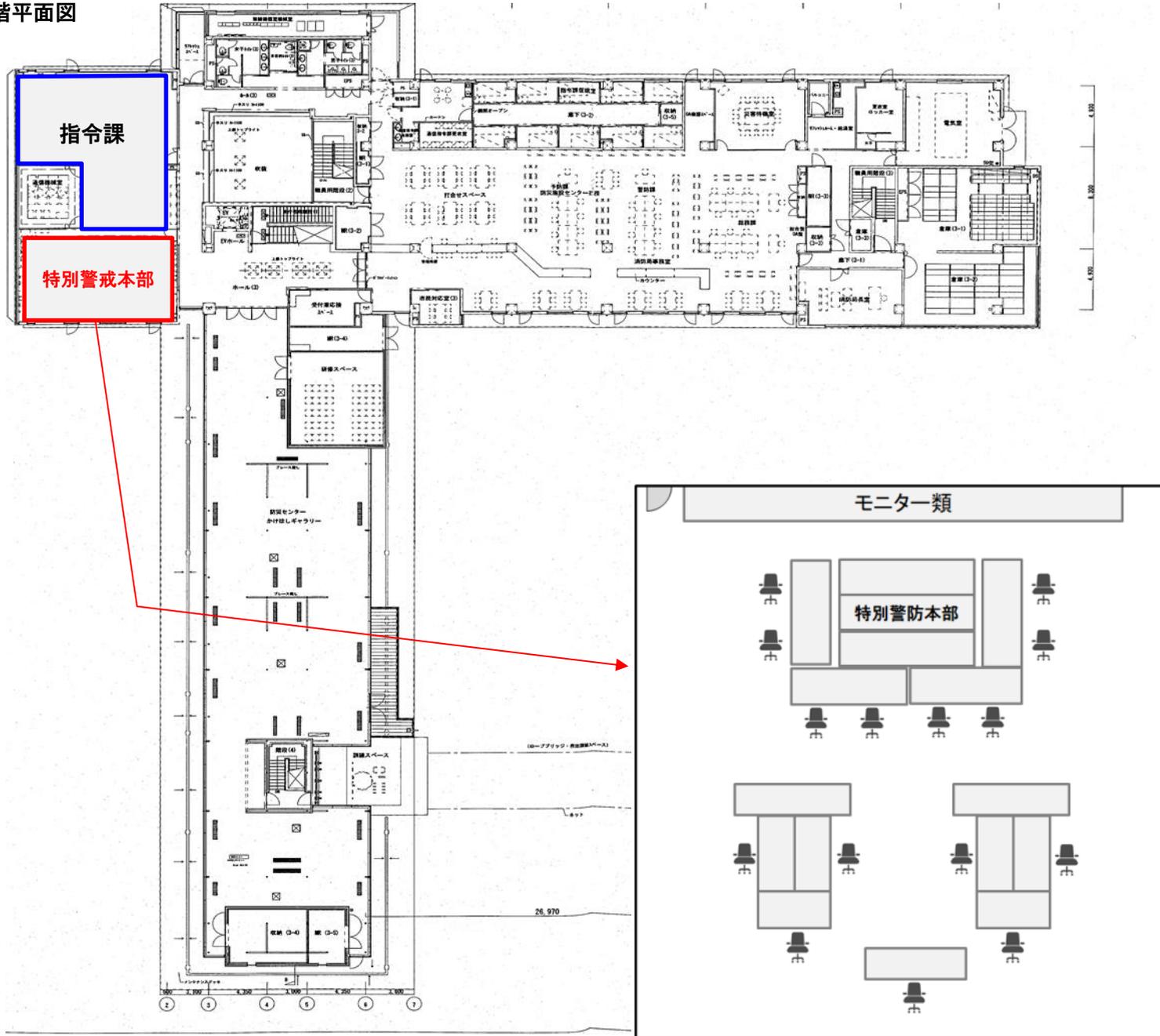
1 関係機関等との連携

関係機関との情報交換等を綿密に行うなど、必要な連携を図るものとする。

2 その他

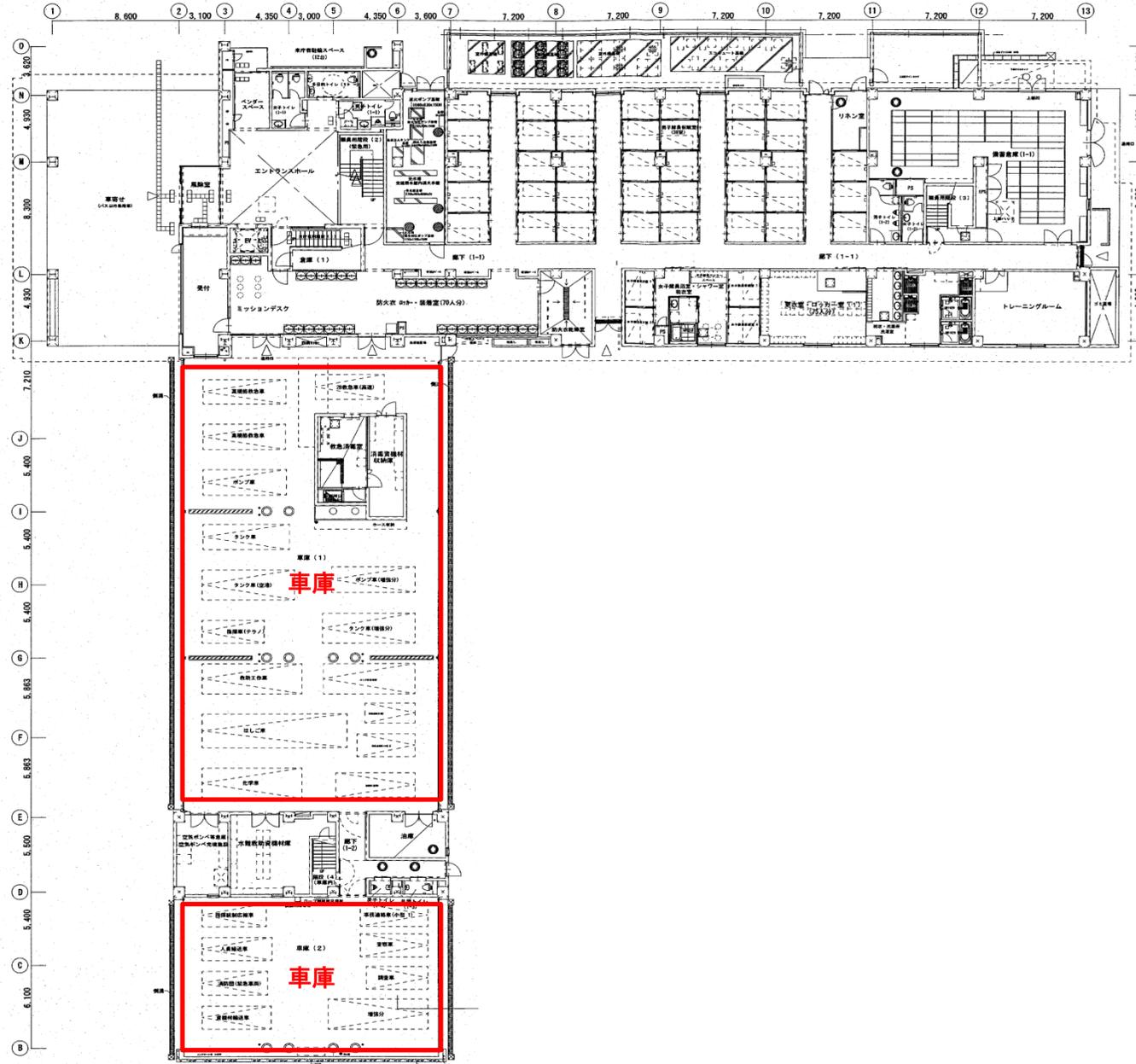
本計画に定めのない事項については、「警防計画」、「予防計画」その他G7広島サミットに関する各種計画及び要領等によるものとする。

3階平面図



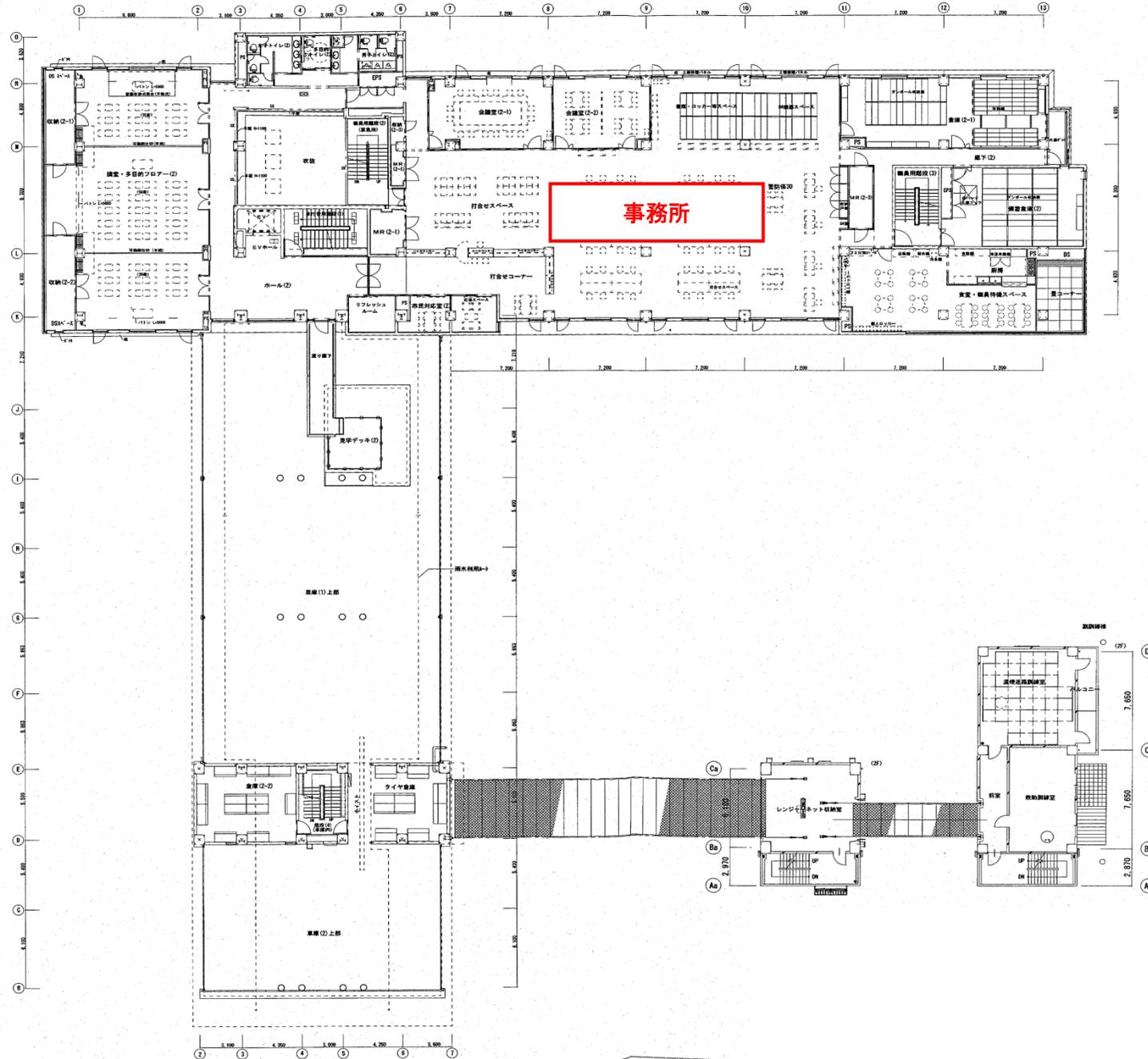
進駐場所施設図（東広島消防署）

1階平面図



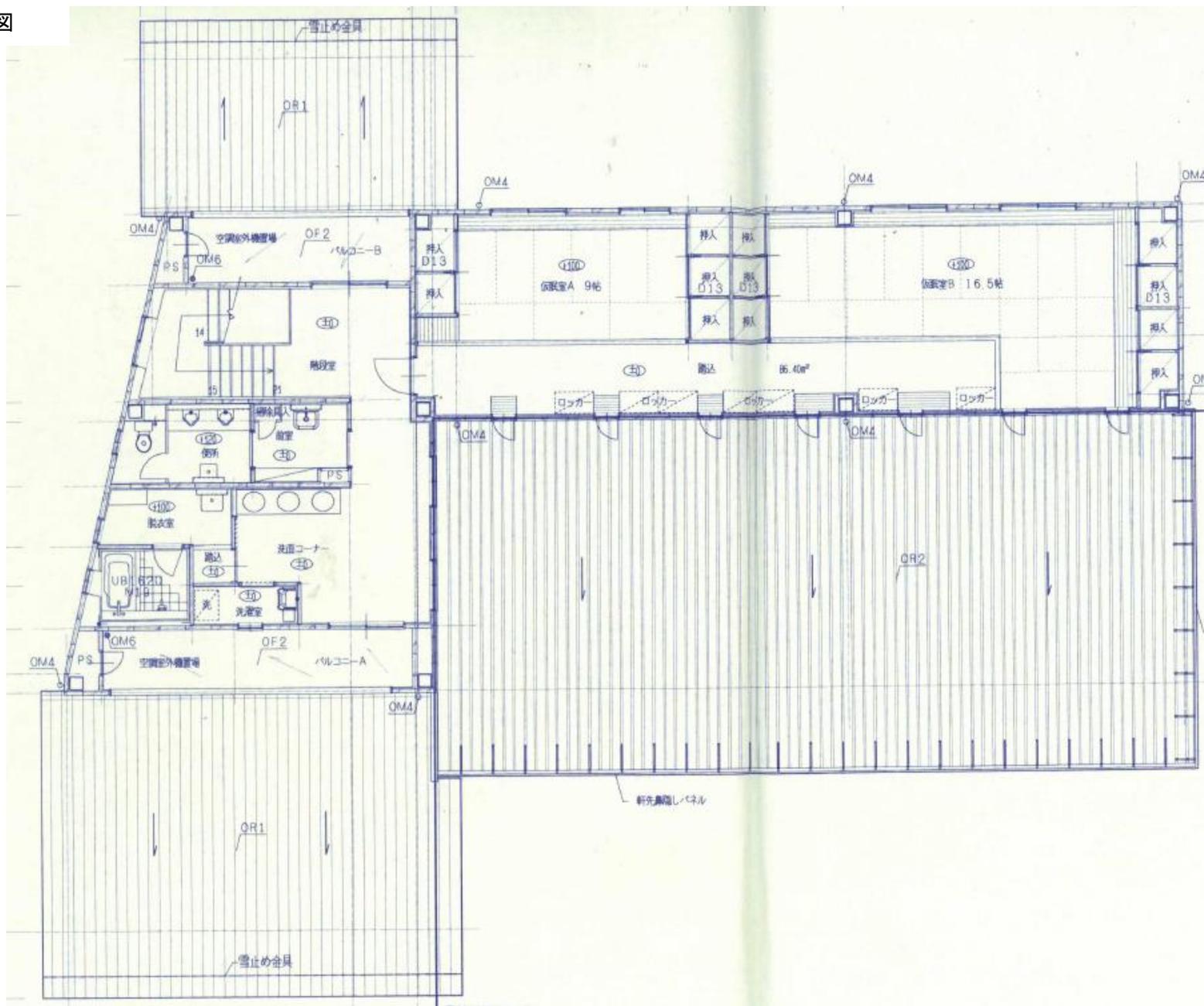
進駐場所施設図（東広島消防署）

2階平面図

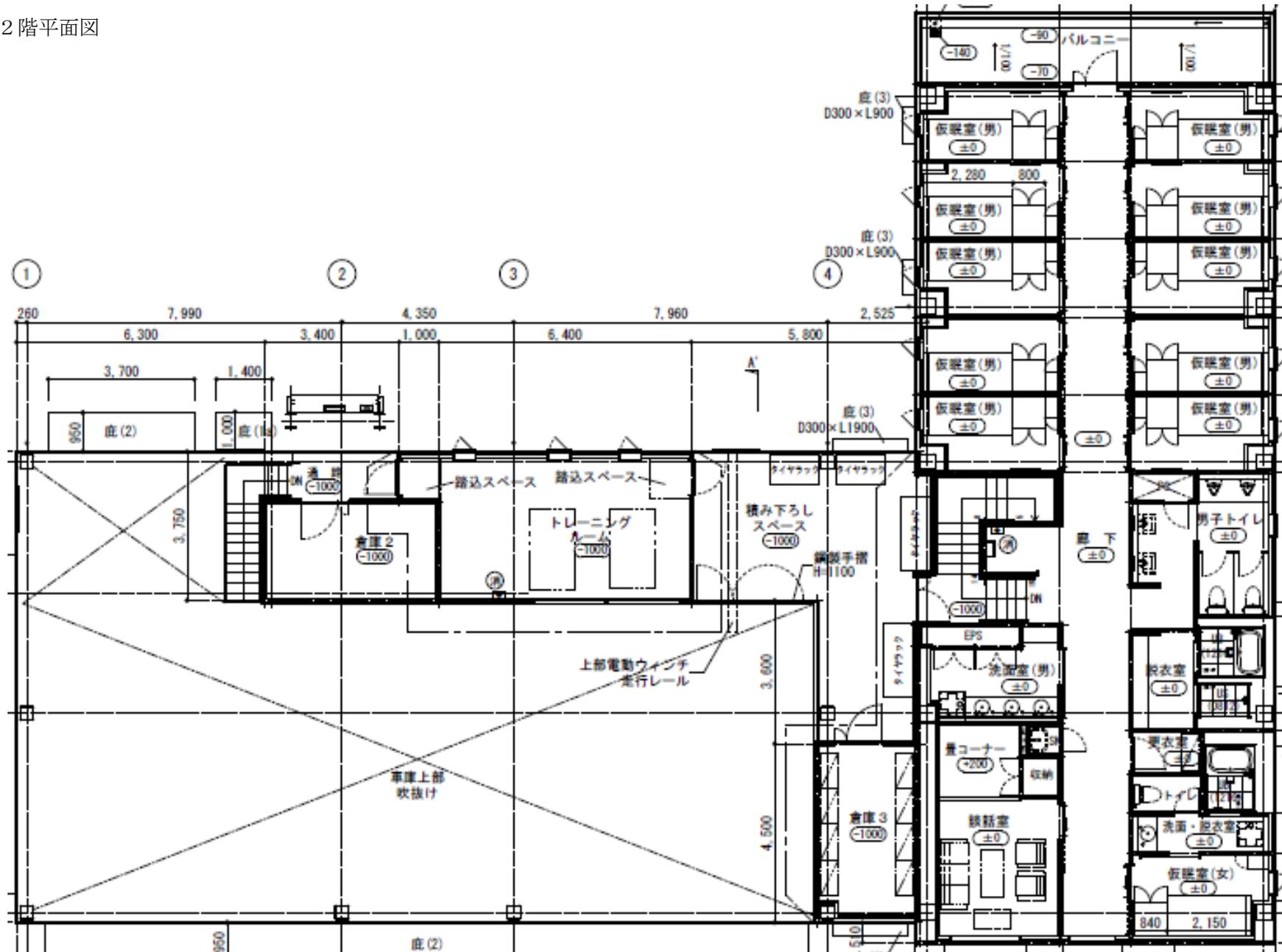


進駐場所施設図 (東広島消防署西分署)

2階平面図



2階平面図



部隊編成表

別表

担当	任務	隊種	車種	消防本部等	隊数	人数	備考
東広島消防署 高速警戒隊	指揮活動	指揮隊	指揮車	東広島市	1	3	所属待機
	救助活動	救助隊	救助工作車	東広島市	1	5	
	消火活動	警防隊	ポンプ車（水槽有）	東広島市	1	4	
	消火活動	警防隊	ポンプ車（水槽有）	東広島市	1	3	
	救急活動	救急隊	救急車	東広島市	1	3	
	計				5	18	
西分署 高速警戒隊	指揮活動	指揮隊	指揮車	東広島市	1	3	所属待機
	救助活動	救助隊	救助工作車	東広島市	1	4	
	消火活動	警防隊	ポンプ車（水槽有）	東広島市	1	3	
	消火活動	警防隊	ポンプ車（水槽有）	東広島市	1	3	
	救急活動	救急隊	救急車	東広島市	1	3	
	計				5	16	
高屋分署 高速警戒隊	指揮活動	指揮隊	指揮車	東広島市	1	3	所属待機
	救助活動	救助隊	救助工作車	東広島市	1	4	
	消火活動	警防隊	ポンプ車（水槽有）	東広島市	1	3	
	消火活動	警防隊	ポンプ車（水槽有）	東広島市	1	3	
	救急活動	救急隊	救急車	東広島市	1	3	
	計				5	16	

高速道路警戒隊 出動体制

高速自動車道（出動体制及び警戒エリア）

出動体制

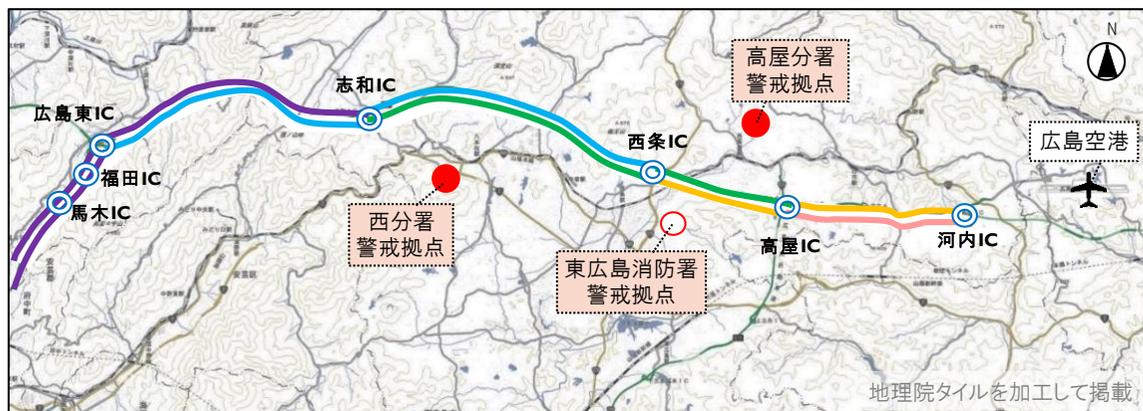
種別	出動体制
NBC災害	<p>▶ 広島空港及び市内警戒の体制に準ずる。</p> <p>※ 広島市消防局管内は市内警戒隊、三原市及び東広島市消防局管内は、広島空港警戒隊が出動（広島県内広域消防相互応援協定書に定める出動区分に準拠）</p>
火災・救助等	<p>▶ 高速道路警戒隊 5 隊が出動（指揮隊 1、警防隊 2、救助隊 1、救急隊 1）</p>
救急	<p>▶ 高速道路警戒隊 2 隊が出動（指揮隊 1、救急隊 1）</p> <p>【首脳等要人が対象の場合】</p> <p>▶ 上記に加え、高速道路警戒隊 1 隊が出動（救助隊 1）</p>

※ NBC災害を除き、広島市消防局管内は、広島市出動計画に基づき、災害種別に応じた通常配備隊が出動

警戒エリア

山陽自動車道河内ICから広島高速 3 号線宇品ICの区間における高速道路上

※ 岩国錦帯橋空港及び宮島への訪問など、廿日市市以西における陸路での移動が見込まれる場合は、機動警戒隊及び市内警戒隊の移動配備等により、経路上の警戒体制を確保する。



警戒隊	警戒エリア
広島空港警戒隊	山陽道下り線 ▶ 河内IC～高屋IC
高屋分署高速道路警戒隊	山陽道上り線 ▶ 高屋IC～河内IC 山陽道下り線 ▶ 高屋IC～西条IC
東広島消防署高速道路警戒隊	山陽道上り線 ▶ 西条IC～高屋IC 山陽道下り線 ▶ 西条IC～志和IC
西分署高速道路警戒隊	山陽道上り線 ▶ 志和IC～西条IC 山陽道下り線 ▶ 志和IC～広島東IC
府中町消防署高速道路警戒隊	広島高速上り線 ▶ 府中IC～間所IC 広島高速下り線 ▶ 矢賀IC～大州IC
広島市消防局通常配備隊	広島市消防局管内 ▶ 高速道全域